

○経済産業省告示第百六十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア（原 油及び石油	1	[略]	[略]
	2	[略]	[略]

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア（原 油及び石油	1	[略]	[略]
	2	[略]	[略]

製品について	3	[略]	[略]
	<u>4</u>	<u>7102・10</u> <u>7102・31</u> <u>7102・39</u>	<u>ダイヤモンド</u>
	<u>5</u>	[略]	[略]
第2 [略]			
製品について	3	[略]	[略]
	[新設]	[新設]	[新設]
	<u>4</u>	[略]	[略]
第2 [略]			

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。